

仕 様 書

建設局土木管理部南部土木みどり事務所

(担当 塚本、加賀見 電話 691-3158)

件 名	南部土木みどり事務所 1階 トイレ修繕
実施場所	南部土木みどり事務所（京都市南区東九条下殿田町70番地2）
契約期間	契約締結日 から 令和8年2月27日 まで
契約条件	1 目的 京都市建設局南部土木みどり事務所1階の男子トイレ和式便器及び換気扇等が故障しているため、修繕・交換を実施するものである。 2 業務範囲 「現況写真」参照 3 業務内容 (1) 和式便器一基を撤去し、同じ箇所に新たに洋式便器を設置し、新品の温水洗浄便座を取り付け、個室扉の開閉方向を逆方向にすること。 (2) 既存洋式便器の温水洗浄便座を新品に交換すること。 (3) 洋式便器の個室には2口コンセントを新設すること。 (4) 既存換気扇を撤去し、同じ箇所に新たに換気扇を設置し、空いた窓枠スペースをパネル等で埋めること。 (5) (4)の換気扇スイッチをトイレ外側の電灯スイッチに併設すること。 (6) トイレ出入口の扉のドアノブを新品の鍵付きノブに交換すること。 (7) 上記の業務実施に必要な改修(HIVP 改修含む給排水工事及びモルタル補修、窓枠改修、電気配線作業など)も併せて実施すること (8) 作業に際しては、男子トイレの利用者の安全には十分配慮すること。 続

注 本仕様について不明な点がある場合は、担当者の指示に従ってください。

また、お見積りにあたっては、現場を確認していただくことを強く推奨いたします。(窓口にて担当者へお声がけください。)

契約条件	4 特記事項 (1) 修繕に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。 (2) 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。 (3) 本仕様書に掲げる作業以外に作業が生じた場合は別途協議する。 5 支払条件 業務完了後、履行場所において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。 6 その他 機器の希望型式は以下のとおり。ただし、希望は参考程度であり、機種を限定するものではないため、後継機種や同等品の設置も可とする。 (1) 洋式便器…アメージュ便器リトイレ YBC-Z30H/DT-Z350H (2) 温水洗浄便座(新設分)…シャワートイレ KA シリーズ CW-KA31QC (3) 温水洗浄便座(既存分)…上記同等品で設置可能なもの (4) 換気扇…学校用標準換気扇 25cm EX-25SC4
------	--

注 本仕様について不明な点がある場合は、担当者の指示に従ってください。